

兵庫県公報

令和6年4月30日 火曜日 第511号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 包括外部監査契約の締結について（財政課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（地域福祉課）	2
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	2
○ 令和6年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（地上散布）（治山課）	2
○ 保安林の指定（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	6
○ 令和元年兵庫県告示第740号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	7
○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	7
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（同）	7
○ 道路の指定（中播磨県民センター）	8
○ 指定公金事務取扱者の指定（県立人と自然の博物館）	8
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	8
病院局公告	
○ 兵庫県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザルの実施	9
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	11

告 示

兵庫県告示第410号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 遠藤 眞廣
- (2) 住所 西宮市殿山町4番19号

2 契約の期間の始期

令和6年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

金12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額

1 指定する区域

伊丹市昆陽北1丁目11番の一部

2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びに二クロロ四・六一ビス（エチルアミノ）一一・三・五トリアジン



兵庫県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山五月台(5) (115000211)	宝塚市中山五月台6丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山五月台(6) (115000212)	宝塚市中山五月台6丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山五月台(4) (115000213)	宝塚市中山五月台4丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山台(3) (115000214)	宝塚市中山台2丁目、中筋山手7丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
中筋山手(4) (115000215)	宝塚市中筋山手7丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台西(2) (115000216)	宝塚市山手台西（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(7) (115000223)	宝塚市山手台東4丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(8) (115000224)	宝塚市山手台東4丁目（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(9) (115000225)	宝塚市山手台東4丁目（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(10) (115000226)	宝塚市山手台東4丁目（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(11) (115000227)	宝塚市山手台東2丁目（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(12) (115000228)	宝塚市山手台東2丁目（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手台東(13) (115000229)	宝塚市山手台東1丁目（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図13までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第417号

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 豊楽園 I (105000002)の項中別図2を次の図面のとおり改める。
- 東山(1) I (105000057)の項中別図57を次の図面のとおり改める。
- 東山(2) I (105000058)の項中別図58を次の図面のとおり改める。
- 東山(3) I (105000059)の項中別図59を次の図面のとおり改める。
- 仁川(3) I (105000070)の項中別図70を次の図面のとおり改める。
- 愛宕山(2) I (105000083)の項中別図83を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第804号（土砂災害警戒区域の指定）について、次のとおり指定を解除する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若草町(2) I (101050082)	神戸市須磨区車（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊

兵庫県告示第419号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）について、次のとおり指定を解除する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
名谷(3) III (101060161)	神戸市垂水区名谷町（別図131のとおり）	急傾斜地の崩壊
名谷(4) III (101060162)	神戸市垂水区名谷町（別図132のとおり）	急傾斜地の崩壊

兵庫県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）について、次のとおり指定を解除する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一ヶ谷 I (105000076)	西宮市一ヶ谷町 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊



兵庫県告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中山五月台(4) (115000213)	宝塚市中山五月台4丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中山台(3) (115000214)	宝塚市中山台2丁目、中筋 山手7丁目(別図2のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
山手台西(2) (115000216)	宝塚市山手台西(別図3の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
山手台東(7) (115000223)	宝塚市山手台東4丁目(別 図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
山手台東(8) (115000224)	宝塚市山手台東4丁目(別 図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山手台東(9) (115000225)	宝塚市山手台東4丁目(別 図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山手台東(10) (115000226)	宝塚市山手台東4丁目(別 図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山手台東(11) (115000227)	宝塚市山手台東2丁目(別 図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第422号

令和元年兵庫県告示第740号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

苦楽園(2)(2)I(105000019)の項中別図6を次の図面のとおり改める。

甲東園I(105000087)の項中別図43を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置

いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第423号

平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

大願寺(3) I (139010104)の項中別図35を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第424号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設下水道事業 神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月5日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
加東市	東播都市計画地区計画	下ノ山地区地区計画



兵庫県告示第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦